

令和3年1月22日

保護者の皆さんへ

玉野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大傾向にあり、学校ではこれまで以上に感染防止対策を講じながら、学びを止めない取組を進めています。

このような中、文部科学省から次の通知がありましたのでお伝えいたします。

つきましては、ご家庭でも感染防止対策の徹底をお願いいたします。

※**感染まん延地域の判断は玉野市長が感染に関する警報や宣言を出した時とします。**

1 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出欠の取扱等について

(1) 出席停止措置とするもの

① 発熱等の風邪症状がある場合

- ・感染まん延地域では、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合も同様

② 児童生徒の感染が判明した場合

③ 児童生徒が保健所により感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・同居家族に濃厚接触者が出た場合も同様

(2) 校長が出席しなくても良いと認めた日として措置するもの

① 自校に感染者が出たことだけでなく、感染まん延地域であるなど、感染の可能性が高まっていると保護者が考えることに合理的な理由があると判断できる場合

② 基礎疾患児で登校すべきで無いと判断された場合

③ 校長がやむを得ず特定の児童生徒等の登校を止める事が必要と判断した場合

2 臨時休業等の判断について

陽性者が学校に認識されたことのみをもって、臨時休業は行わない。

休業実施の判断は、次の項目により総合的に決定する。

① 保健所からクラスターのリスクがある等により休業の必要ありと判断された場合

② 陽性者の校内での行動履歴や、感染拡大が懸念されると学校長が判断した場合

③ 消毒作業が間に合わず、休業なしでは不安が広がる可能性があるとして判断される場合

3 学校等への連絡について

御家族の中で濃厚接触者やPCR検査実施等の状況が発生した場合には、感染拡大を防止する観点から、お子さんを無理に登校させず、学校へ連絡してください。

※土日・祝日中の検査実施や検査結果連絡は、「玉野市教育委員会PCR検査実施等の連絡窓口」へ

電話 070-4066-1590 受付時刻：休日10:00~16:00